

## 廃棄物不適正処理監視指導員（非常勤職員）設置要綱

### （目 的）

- 第1条 この要綱は、廃棄物不適正処理監視指導員（以下「監視指導員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項の監視指導員の設置に関しては、「非常勤職員取扱要綱の制定について（昭和50年4月1日人第2号）」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （身分等）

- 第2条 監視指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。
- 2 監視指導員には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第19条第3項に規定する立入検査に必要な身分を証明する証明書、その他の法令等に関連して業務の遂行に必要な身分を証明する証明書を交付するものとする。

### （委 嘱）

- 第3条 監視指導員は、次の各号のいずれにも該当する者について、知事が委嘱する。
- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
  - (2) 産業廃棄物の適正な処理等の指導をする者としてふさわしい者
  - (3) 警察官であった者、又は産業廃棄物の適正処理の推進に関して警察官と同等以上の能力を有する者
  - (4) 継続して委嘱する場合は、前各号のほか前年度における業務遂行状況が良好であった者

### （所属及び指揮等）

- 第4条 監視指導員は、環境管理事務所（以下「事務所」という。）に所属し、当該環境管理事務所長（以下「事務所長」という。）の指揮監督を受けるものとする。
- 2 監視指導員は、事務所の職員と協力して当該業務を遂行する。

### （業 務）

- 第5条 監視指導員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 不法投棄等の産業廃棄物不適正処理の監視パトロール、情報収集及び警察署との連絡調整に関すること。
  - (2) 不法投棄現場の原状回復のための調査、撤去指導に関すること。
  - (3) 産業廃棄物処理業者及び処理施設等への立入検査に関すること。
  - (4) 産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。
  - (5) その他、事務所長が必要と認めた事項に関すること。

(勤務条件)

第6条 監視指導員の勤務日及び勤務時間は、1週4日で29時間以内（7時間45分勤務日を3日、5時間45分勤務日を1日）とし、勤務時間及び休憩時間については、次のとおりとする。

ただし、業務運営上やむを得ない事情がある場合、事務所長は、1週 29時間の範囲内で勤務する日、勤務時間等を変更することができる。

勤務する日	勤務時間及び休憩時間
事務所長が別に指定する4日	【7時間45分勤務日】 午前8時30分から午後5時15分まで 【休憩時間】 午後零時から午後1時まで
	【5時間45分勤務日】 午前9時から午後3時45分まで 【休憩時間】 午後零時から午後1時まで

(報酬等)

第7条 監視指導員の報酬は、予算の範囲内で別に定める月額とし、知事が定める。報酬の支給方法等については「給料等の支給に関する規則（昭和40年4月8日人事委員会規則）」に準じて行うものとする。

2 監視指導員の旅費については、「非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて（昭和55年12月25日人第873号）」に定めるところによるものとする。

3 監視指導員には、前二項に定めるもののほか超過勤務手当、期末手当等の一般職員に支給される手当に類するものは一切支給しない。

(任期)

第8条 監視指導員の任期は1年度以内とする。ただし、知事は、業務の必要に応じ、更新できるものとする。

2 監視指導員が、任期の途中で離職した場合、後任の監視指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第9条 監視指導員は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委嘱期間中であっても、これを解職することができるものとする。

- (1) 生活環境の保全又は公衆衛生の向上に反する行為をした場合
- (2) 監視指導員としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 本人から辞任の申し出があった場合

(服 務)

第10条 監視指導員は、常に職務を行うに当たり必要な知識の習得に努め、

職務の遂行に当たっては、公平な立場を保持しなければならない。

(守秘義務)

第 11 条 監視指導員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(公務災害補償)

第 12 条 監視指導員の公務上の災害に対しては、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年埼玉県条例第 51 号）に定めるところによる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。